## ガスシステム改革に向けた国民からの御意見 (平成26年11月7日~平成26年11月26日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

## 御意見(平成 26 年 11 月 26 日)

## ガスシステム改革におけるガス料金の経過措置に関する意見

ガスシステム改革小委員会では、都市ガスの家庭用までの小売自由化が議論されています。しかしガスの自由化が先行する欧米の事例では、ガス料金が競争で下がったとの事例は、全く紹介されておらず、日本でも自由化されているLPガスについては、料金規制のある都市ガスや簡易ガスと比べて料金の高止まりや工事代金などが不透明との苦情も絶えません。

都市ガスを全面自由化しても、地方では新規参入が活発になるとは考えられず、都市ガス同士の競争はおきない可能性も高く、理不尽に料金が高騰しないように行政の料金規制が必要です。

今回のガスシステム改革の目的は、「小売自由化による都市ガス同士の競争の活性化を通じ、需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現すること」でした。それが議論の途中より「都市ガス事業への新規参入の可能性が低い地域も含め、小売の全面自由化に伴い小売料金規制を撤廃する」ことになり、<u>都市ガス同士の競争がない従来の都市ガス事業者の料金規制の撤廃まで急に論点が拡大されたことは納得が行きません。小売自由化されても都市ガス同士の競争がなければ、今までの料金規制の下で、オール電化やLPガ</u>

## スとの競争条件は何ら変わらないはずです。

従って、小売自由化されても、特に都市ガス同士の競争がない都市ガス事業者において「規制なき独占」とならないよう、ガス料金の値上げの歯止めとして、料金規制などの消費者保護策に関心を持たざるを得ません。小委員会では、消費者団体の反対から、2,900万件の需要家件数のある都市ガスは、エネルギーの競争状態による移行措置として料金規制を残す方向となりました。

ですが移行措置に関する適用期間や競争状態の指標により、都市ガス同士の競争もなく、移行措置の対象から外れて料金規制が撤廃される都市ガス事業者が拡大する懸念が「国民の声」として多数提出されています。

ついては、移行措置を事前申請認可型として、原則すべての都市ガス事業者に適用すると共に、移行措置の期限を設けないでください。また、移行措置の除外基準は、全面自由化の実施までに、消費者が参画する透明性のある検討機関で、別途、検討して下さい。

なお移行措置の除外基準を検討する際は、都市ガス事業者単位ではなく、個別区域ごと(都市ガス事業者が行政に提出する供給計画に記載される市区町村単位)に判定して下さい。またその基準は、都市ガス同士、あるいは他熱源への転換について、電気通信の事例を参考に、既存都市ガス事業者の獲得割合が多くても3~4割以下が、独占力の一つの指標として納得感があると思います。